

令和2年9月10日

関係者各位 殿

国土交通省航空局  
安全部長

平素より国土交通行政へのご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

無人航空機の研究開発を促進し、無人航空機産業の発展に資するべく、今般、研究開発段階の飛行の際に想定される事項等を踏まえ、下記及び添付のとおり「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(以下、「審査要領」)の一部改正及び「航空局標準マニュアル(研究開発)」の新規設定し、研究開発を目的とした飛行の際の航空法上の手続きを簡略化することと致しましたのでお知らせ致します。

#### 記

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の改正の主な事項は以下の通りです。これにより、研究開発を目的とする飛行であって「国土交通省航空局標準マニュアル(研究開発)」に従う場合には、許可承認後に機体の改造を行った場合の再申請が不要となります。

- ① 研究開発を目的とする飛行であって「国土交通省航空局標準マニュアル(研究開発)」に従う場合は、申請書の重量の欄は最大離陸重量が「25kg 未満」又は「25kg 以上」のいずれか記載すれば良いものとする。
- ② 飛行の目的が研究開発の場合等、取扱説明書等がない場合には、取扱説明書等に代わり、設計図等の写しを添付することができることとする。
- ③ ①により許可等を取得している場合であって、無人航空機の改造を行うこととなったときは、改造後の機体が、審査要領の4-1に示す「無人航空機の機能及び性能」の基準への適合性に変更がない場合に限り、無人航空機の設計図又は写真及び取扱説明書等の変更に係る申請を不要とする。

「国土交通省航空局標準マニュアル(研究開発)」につきましては、これまでの航空局標準マニュアル(場所を特定した申請)をベースに新規設定しております。

試験飛行にあたって安全に万全を期すため、飛行させる場所が運航者等において第三者の立入管理を確保できており、飛行させる空域における航空機の飛行状況を空域監視装置等によって監視できる対策を講じることを基本として、改造した機体で飛行させる場合の飛行前点検事項、安全を確保するために必要な体制に関する事項などが追加されています。